

22 松教生 000537 号  
令和 4 年 8 月 1 日

各放課後児童クラブ運営組織 様

松阪市教育委員会生涯学習課

新型コロナウイルス感染症による  
放課後児童クラブの臨時休所の判断について Ver.3

平素は今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。  
標記の件につきまして、令和4年7月28日付けの文書でご案内いたしました「新型コロナウイルス感染症による放課後児童クラブの臨時休所の判断について Ver.2」につきまして、短期間での変更となり大変恐れ入りますが、判断基準を一部変更いたしましたのでご確認ください。大きな変更点については赤字の箇所です。  
各クラブにおかれましては、今後新たに変更があるまでは原則下記の通りご対応いただきますようお願いいたします。

記

《クラブ休所の判断》

以下のいずれかの状況に該当し、クラブ内で感染が広がっている可能性が高い場合、原則休所とする。

- ① 同一のクラブにおいて陽性者と濃厚接触者が5人以上、同日に欠席となった場合。
- ② 学校の複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合。
- ③ 学校の複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合。
- ④ 上記に当てはまらないが、クラブ内で感染が広がっていることが明らかである場合。  
(例: 近い距離でおやつを食べていた児童4人の陽性が同時期に判明した場合 等)

※クラブ休所の期間は、陽性者との最終接触日の翌日から5日間を目安とする。(別添参照)

上記①～③に該当し休所が決定した場合や④に該当する可能性がある場合は生涯学習課までご連絡ください。

上記の基準を基に、開所予定日を休所とした場合は開所日扱いとなります。

上記の基準以外で、クラブを休所とした場合は、原則開所日扱いとなりません。

※また、県内では無料の検査が実施されております。

感染不安を抱える方は、積極的に活用していただきますようお願い申し上げます。

県 HP <https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0345600019.htm> ←社会的検査(PCR 検査)

県 HP <https://www.pref.mie.lg.jp/KANSENJO/HP/m0348600013.htm> ←PCR 等検査無料化事業

松阪市教育委員会事務局  
生涯学習課 山本・砂子・小林  
TEL 0598-53-4401